

2022年12月19日

お客さまへ

株式会社山陰合同銀行

「金銭消費貸借契約証書（住宅ローン用）」改定のお知らせ

山陰合同銀行では、住宅ローンの電子契約サービスによる契約締結開始にともない、下記のとおり「金銭消費貸借契約証書（住宅ローン用）」を改定します。

記

1. 改定日：2023年1月4日（水）

2. 改定内容（改定する箇所のみ記載しています。）

改定前	改定後
肩書： 借主	肩書： 債務者
<p><契約規定> 第9条(危険負担、免責条項等)</p> <p>1. 借主が銀行に差し入れた証書等が、事変、災害、輸送途中の事故等やむを得ない事情によって紛失、消滅、損傷または延着した場合には、銀行の帳簿、伝票等の記録に基づいて債務を弁済します。 なお、銀行から請求があれば直ちに代替の証書等を差し入れます。この場合に生じた損害については銀行になんらの請求をしません。</p>	<p><契約規定> 第9条(危険負担、免責条項等)</p> <p>1. 債務者が銀行に差し入れた証書等または本契約に関する電子的記録が、事変、災害、輸送途中の事故等やむを得ない事情によって紛失、消滅、損傷または延着した場合には、銀行の帳簿、伝票、電磁記録等の記録に基づいて債務を弁済します。 なお、銀行から請求があれば直ちに代替の証書等を差し入れまたは必要な措置をとります。この場合に生じた損害については銀行になんらの請求をしません。</p>

以上